

## 五經博士の設置に関する疑義の再検討：『史記』 『漢書』における「五經」を中心として

著者	城山 陽宣
雑誌名	關西大學中國文學會紀要
巻	28
ページ	87-118
発行年	2007-03-20
その他のタイトル	Reexamination of a doubt about the establishment of 五經博士
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/12880">http://hdl.handle.net/10112/12880</a>

# 五經博士の設置に関する疑義の再検討

——『史記』『漢書』における「五經」を中心として——

城 山 陽 宣

## 序言

近年、「儒教國教化」<sup>(1)</sup>をめぐる問題について、數多くの疑義が提出されている。これらの問題をおおまかに分類すると、次のふたつにまとめられるであろう。

第一は、儒教國教化の定義の問題であり、これがいかなる歴史的事象を指すかを問題としたもの<sup>(2)</sup>。

第二は、儒教國教化に関連して、必ず言及されてきた董仲舒の對策と五經博士の設置という歴史的事實を問題としたもの、である<sup>(3)</sup>。

これらは、それぞれに異なる問題意識を含み、容易に解決し難いものである。例えば、前者の場合、ひとくちに儒教國教化と言っても、研究者それぞれによる異なる條件規定により、その指す時代・事象はまちまちであり、後學にとって頭の痛い問題となっているであろう。

また、後者の場合、かならず、その俎上にあがるのが、一九六七年に、福井重雅氏が提出された「武帝の五經博士設置という著名な制度は、漢書の編纂當時の思想から加上的に假託化された記載」<sup>(4)</sup>であることを結論とする五經博士の設置と董仲舒の對策に關わる疑義である。

これは、武帝期における儒教國教化の通説を根底から搖るがす問題提起であり、時をおかず、佐川修・富谷至兩氏の反論も提出されたのであるが、<sup>(5)</sup>一方で、福井氏の説は、多くの贊同者を獲得していったのである。<sup>(6)</sup>

さらに、近年において福井氏は、儒教國教化に關わる論考を次々に發表され、<sup>(7)</sup>これらをまとめて、大著『漢代儒教の史的研究——儒教の官學化をめぐる定説の再検討——』を上梓された。本書は、冒頭において、儒教國教化の諸問題を總括し、<sup>(8)</sup>五經博士の設置や董仲舒の對策に關わる論證を大幅に彊化したうえで、さらに、文章の正宗である班固『漢書』に對する根本的な疑義をも提唱した一個の體系的な著作となっている。

これに對して、富谷氏の再度の反論や澤田多喜男氏の書評<sup>(9)</sup>が存在するものの、全體としてみれば、現在、福井氏の説は、廣く學會に認められるところとなつていふと考えられる。<sup>(10)</sup>

筆者も漢代の研究者の末端に連なるものとして、これまでも福井氏の論考から、多くの啓發を受けてきた。したがって、福井氏の緻密な論證から導き出された多くの結果が、學會を裨益することが大であったことに、異論を差し挟むものではない。

ところが、福井氏のこのたびの新著は、如何したものであろうか。讀後の経過を詳しく述べれば、當初、筆者が感じたのは、富谷氏が言われる「違和感」のようなものであった。それが、何度か新著を讀み込むうちに、福井氏の班固『漢書』に對する疑義への共感と、氏の説に對する根本的な疑問へと變化していったのである。そして、筆者の福

井氏の説に對する疑問のなかで、もっともはっきりと自覺されたのは、五經博士の設置に關わる疑義を解決することの重要性と緊急性についてであつた。

では、五經博士の設置に關わる疑義を解決することの重要性とは何か。

言うまでもなく、それは、五經博士の設置に關わる疑義を解決する過程で、著名なこの歴史的事件自體を明らかにする緒となることであり、また、それにとどまらず、この疑義を解決することによって、儒教國教化の問題において新たな展開を期待しようということでもある。

先に述べたように、福井氏の疑問の原點は、漢の武帝による五經博士の設置にある。また、氏の新著においても、これに多くの頁を割かれていることから、福井氏が、この問題に多大な關心を寄せているのが理解できようが、なぜ、福井氏は、これほどまでに、五經博士の設置を否定されるのであろうか。それは、言うまでもなく、武帝による五經博士の設置を否認することが、儒教國教化の定説を打ち破ることに直結するからである。儒教國教化の定説が、董仲舒の對策と、それによる建元五年の五經博士の設置によるものである以上、その一半を挫けば、定説を無力化することができるのである。

また、現在、福井氏の説に賛同するものは少なくないのであるが、彼らの多くは、福井氏の説に依據して、それぞれに儒教國教化を論じており、<sup>(11)</sup>これらは、武帝による五經博士の設置を否認する福井氏の説が行き詰まった場合、たちまち、その論據を失うことになる。つまり、五經博士の設置に關わる疑義の解決が、儒教國教化をめぐる論争に、新たな局面を切り開くことになるのである。

次に、五經博士の設置に關わる疑義を解決することの緊急性とは何か。

我が國では、福井氏を中心とした五經博士の設置に關する疑義の論争により、これらの眞偽の確定については、熱心な検討がなされてきた反面、五經博士に關わる制度や思想の問題については、議論が棚上げにされたまま、今日を迎えるに至っており、事實上、これらの問題については、福井氏の疑問が提出された一九六七年より、數十年に及ぶ停滞を餘儀なくされ、實際、この間に中國では、五經博士に關する數多くの研究が發表されているのである。<sup>(12)</sup>つまり、福井氏が提起された五經博士に對する疑義は、ある一面では、すでに、我が國の中國學研究における損失ともなっており、一刻も早い解決が待ち望まれていると言えるであろう。

そこで本稿では、五經博士の設置に關わる基礎的な疑義、とりわけ「五經」の眞偽の問題について、『史記』『漢書』の順に再度検討を加えて問題の一端を解決してゆきたいと思う。

### 一 『史記』の「五經」について

『史記』『漢書』における「五經」の用例を再點検してゆく前に、複雑であった、これまでの議論の争點を再確認しておきたい。

まず、一九六七年、福井氏によって提出された「五經」に關わる疑義の出發點<sup>(13)</sup>は、『史記』孝武本紀に「五經」及び五經博士の記載が無いということに盡きるようである。

これについて、佐川氏は、

『漢書』の武帝紀も『史記』の孝武本紀によるところが多かったであろうと推測してよいが、現存の孝武本紀は封禪書を補綴した後人の作爲であることは、つとに指摘されている。……とにかく現存の孝武本紀に五經博士の

記録がないからといって、ただちにその事がなかったと断ずるのは早計ではあるまいか。……次に、氏は、「五經」という用語は『史記』には存在しなかったと言われるが、原本孝武本紀にそれがなかったという保証はないこと、前と同じである。……原本孝武本紀の失われた今日において、『史記』にその記録がないからといって、五經博士の存在を否定するのは、いわゆる「沈黙からの論證」の弊に陥る恐れがないであろうか。<sup>(14)</sup>と言われるが、福井氏は新著において「佐川氏の表現を逆用するならば、原文孝武本紀にそれがあったという保証もない」<sup>(15)</sup>と反論されている。さらに續けて、

そもそも五經博士の設置のような儒學關係の顯著な事象を史書に記録するばあい、ちょうど『漢書』武帝紀と儒林傳との記事がその好例であるように、中國の正史においては、それは本(帝)紀に記載されるとともに、また、同時に儒學關係の列傳中にも掲載されるというのが、ほぼ例外のない一般原則である。

と、正史の記載例を根據に主張されている。これについては、『史記』が、その編纂初期の段階においては、あくまで私撰の史書であって、後世のような正史ではなかったということを考慮されているのであろうか。また、『漢書』においても後世の正史の模範にこそなりはしたが、それが「例外のない原則」といえるものであったかどうか。少なくとも、私撰の書である『史記』が、福井氏がいわれるような中國の正史における「例外のない一般原則」でありえただかどうか、筆者には疑問である。

なお、この『史記』孝武本紀における「五經」の有無の問題については、渡邊氏の見解が最も穩當なようである。五經博士に關しては、原本の『史記』の武帝本紀が現存しない以上、『史記』に「五經博士」に關する記事の無いことの消極的な理由とはなっても、積極的な反論とはなり難い。<sup>(16)</sup>

つまり、この問題は、福井氏、佐川氏ともに解決がつかず、堂堂巡りを続けるしかないのである。渡邊氏は續けて「史料に關わる問題は、決定的な史料が存在しない以上、自説の立場からの解釋の整合性を争うことになり、これ以上立ち入ることは不毛である」と主張される。氏の言われるよう、『史記』孝武本紀については棚上げとし、次の問題に取り組むのが賢明なようである。

そこで、注目されるのが、『史記』に記録される唯一の「五經」の用例である。『史記』樂書にはこうある。

太史公曰、余每讀虞書、至於君臣相敕、維是幾安、而股肱不良、萬事墮壞、未嘗不流涕也。……秦二世尤以爲娛。……高祖過沛詩三侯之章、令小兒歌之。……至今上即位、作十九章、令侍中李延年次序其聲、拜爲協律都尉。通一經之士不能獨知其辭、皆集會五經家、相與共講習讀之、乃能通知其意、多爾雅之文。……又嘗得神馬渥洼水中。……中尉汲黯進曰、……上默然不說、丞相公孫弘曰、黯誹謗聖制、當族。凡音之起由人心生也。……而衛靈公之時、……太史公曰、……。

本文には、いくつかの興味深い事實が記録されている。まず、「五經家」について考えてみたい。

「五經家」とは何か。司馬談「六家要旨」によれば、まず、「家」とは、元來、諸子の學派、集團を指すのである。

太史公仕於建元元封之間、愍學者之不達其意而師悖。乃論六家之要指曰、……。陰陽……。儒者……。墨者……。法家……。名家……。道家……。

なお、司馬談の「六家要旨」とは、單なる諸子の學派・集團だけを分類するためのものではなく、この文章は、當時の學術界の姿を描き出していると考えられる。つまり、「建元・元封の間、學者の其の意に達せずして師悖るを愍む」

とあるとおり、司馬談は、建元元年封年間の學者のために、學術がいかに分類されているか、その特長を擧げて記述したのである。また、當時の學術界の分類とは、學官、つまり、博士官がいかなる學術的出自かという分類でもあろう。つまり、「家」とは「博士」のことでもあるのである。なお、『漢書』には、「易家」「公羊家」「穀梁家」<sup>(19)</sup>という「家」の例が散見されるが、これらも學官、つまり五經博士の一經の博士官を指すことは、周知の通りである。したがって、『史記』樂書の「五經家」が、「五經博士」を指すことも、また明白であろう。

なお、『史記』樂書の「五經家」の記事については、おおよその年代の豫想がなされている。先に見てきたように、樂書には「通一經之士」という語が見受けられるが、『史記』儒林傳の公孫弘「功令」に、

一歲皆輒試、能通一藝以上、補文學掌故缺。……不能通一藝、輒罷之。……請選擇其秩比二百石以上、及吏百石通一藝以上、補左右內史、大行卒史。<sup>(20)</sup>

とあるように、「通一經之士」とは、射策を経て官に就いたものを言うのであろう。公孫弘の「功令」の上奏は、元朔五年（前一二四）である。このように、樂書の記述が「功令」の記録の通りであるとすれば、おそらく、樂書は、太初四年ごろの資料を正しく記録したものと推測されよう。<sup>(21)</sup>

このように、『史記』樂書の「五經家」の記載は、『史記』の成書時において、単に「五經」という表現が存在したことを證明するにとどまらず、五經博士の存在とその職責に関する證據をも含む貴重な資料である。

ところが、この『史記』樂書の「五經家」について、福井氏は、完全に否定的な見解を示されているのである。氏は、

周知のように、この樂書は『史記』完成後いち早く散佚し、現存するそれは褚少孫らの後人の補填になる一篇と



するのが定説<sup>(33)</sup>であるから、自ずからそれを『史記』の原文と見なすことは不可能である。……このように『史記』の中に五經という用語が全く缺如している<sup>(22)</sup>。

と述べられ、樂書の「五經家」の用例は、司馬遷の筆でない旨を彊調されている。また、その「定説」の例として、注の(33)に「趙翼『廿二史劄記』卷一褚少孫補史記不止十篇、梁玉繩『史記志疑』卷一五樂書、瀧川龜太郎『史記會注考證』卷二四樂書など」の説を擧げておられる。たしかに、福井氏の指摘されるとおり、趙翼や梁玉繩らは、『史記』樂書を褚少孫ら後人の妄補と見なしているようであるが、しかし、『考證』を詳細に検討するに、氏の指摘とは相當に異なる結論が書き記されているのである。以下に關連する箇所を擧げて確認してゆきたい。

①陳仁錫曰、余每讀虞書、至誹謗聖制當族、俱太史公妙筆也。

②張照曰、按樂書謂褚先生補者、亦出張守節正義。

③今考太史公曰以下敍虞書以至秦二世、見古樂之失傳、自高祖過沛至天馬來、志漢樂之梗概、後汲黯正直之言、公孫詔諛之語以結之、以明漢樂之所以不興、當馬遷之時、所應作之樂書、如是止矣、然則樂書未嘗不竟也、後人復以樂記全文寫、入公孫弘語之下、又取晉平公事不經之談以附益之、而馬遷之義始晦矣。

④梁玉繩曰、獲苑馬作歌、太初四年之春、而公孫弘卒元狩二年三月、渥洼大宛事不及見、安得有誹謗聖制之譜、汲黯未嘗爲中尉之官、得渥洼馬時、黯在淮陽爲太守、無緣而譏武帝、得大宛馬時、黯卒已十二年。又安得誹謗聖制哉。

⑤困學紀聞・通鑑問答、謂樂書後人所續、厚誣古人、非史遷之筆、豈有遷在當時而乖舛如此。

⑥通鑑攷異不得其說。疑馬生渥洼作歌、在元狩三年。汲黯爲右內史而譏之、言當族者、非公孫弘、殊不然也。

⑦愚按據漢公卿表、太初四年得大宛馬時、公孫賀方爲丞相、則弘字當賀字之訛。史記汲黯傳云、上以黯故官其弟汲仁、至九卿。蘇秦弟有蘇代蘇厲。樂毅子有樂閒兄弟。親戚資性近似者、往往有之。面譏武帝者、安知不及仁乎。

後人校史記者、熟公孫弘汲黯名、面不究其事、以意妄改、亦未可知也。

⑧又按結末數語、與平準書烹弘羊天乃雨同一筆法、言外有無限意味、彼欲歸罪於桑弘羊、此不欲顯言君惡。史公妙筆、後人不可企及。

⑨又按以上史公禮(樂)書序、以下後人取禮記樂記韓非子十過等書妄增。<sup>(23)</sup>

これらは瀧川龜太郎『考證』の文章である。文①②③は、樂書大題下の「考證」であり、文④から⑨までが、樂書本文「上默然不説、丞相公孫弘曰、黯誹謗聖制、當族」以下の「考證」である。

確かに、文②④⑤⑥の資料は、福井氏が指摘するように『史記』樂書の史料性に疑いを抱いているようである。

文②で張照が、褚少孫の妄補を主張するのは、張守節『史記正義』に始まるという。また、文④の梁玉繩や文⑥『通鑑攷異』では、神馬を渥注の水中に得て歌を作ったのが元狩三年(前一二二)であり、このとき汲黯の官位は、右内史であって、中尉ではなく、「族誅に該當する」といったのも、元狩二年(前一二二)に死去した公孫弘ではない。また、大宛の馬を獲た太初四年(前一〇一)は、汲黯が死亡してすでに十二年経過した後のことであるので、公孫弘、汲黯兩人が生きていようはずもないと主張する。そして、文⑥『困學紀聞』『通鑑問答』においては、『史記』樂書は、後人が妄補したもので、決して司馬遷の筆ではないことを述べているのである。

ところが、肝心の瀧川氏自身の「考證」の文章③⑦⑧⑨を見てゆくと、その結論は相當異なっているのである。

文③では、冒頭、太史公曰く以下の眞書のくだりから秦の二世皇帝までは、古樂が傳えられなくなってゆくさまが

述べられ、漢の高祖が沛に立ち寄る場面から神馬がやって来る場面までが、漢代の樂の概略として説明されている。その後、汲黯の實直な獻言と公孫弘が武帝に阿った辭によって樂書の序が結ばれるが、そのわけは、司馬遷が樂書を著述した時期が、この内容までであったためである。にもかかわらず、樂書にその後の記述があるのは、後の人が公孫弘の言葉の下に樂記の全文と『韓非子』十過篇にある晉の平公の異常な故事を付け足したためである。こうして、司馬遷が樂書を書き著した意義が隠されてしまった、という。

前掲『史記』樂書の引用文と照らし合わせて見てゆくと、瀧川氏の考えでは、樂書は、冒頭の「太史公曰」から「上默然不説、丞相公孫弘曰、黯誹謗聖制、當族」までは、司馬遷の筆と判断されているのであろう。

なお、文⑦⑧⑨についても、同様の意見で結論付けられている。佐藤武敏氏の要約によると「後人により公孫賀が公孫弘に、汲黯が汲黯に改められたもので、とくに結末の數語は恰も平準書の「〔桑〕弘羊を烹ば、天すなわち雨ふらん」と同一手法で、司馬遷が實際執筆したものと考えている。おそらく樂書は首序の部分は司馬遷が執筆したものに若干後の手が加わり、首序につづく『凡そ音の起るは人心より生ずるなり』以下は後人が『禮記』樂記、『韓非子』十過篇などより付益した部分とする」という。佐藤氏もこのような「『考證』の説は爭當と思われる」と瀧川氏の意見を踏襲されているのである。

こうして見てみると、元來、瀧川氏は『考證』において、福井氏が言われるように「『史記』樂書は）褚少孫らの後人の補填になる一篇とするのが定説」と述べておられるのではなく、かえって、『史記』樂書前半の序の部分、つまり、「五經家」を含む部分については、司馬遷の眞筆と見なしているわけである。

つまり、『史記』樂書については、福井氏が主張されるように、「後人の補填」になることが「定説」となるに至っ

ていないのである。

以上、瀧川、佐藤兩氏が言及するように、『史記』樂書序中の「五經家」という用例が、信用できるものであれば、<sup>(25)</sup>福井氏の「現存する先秦・秦漢時代の文献はもとより、……前漢の宣帝期以前のいかなる文物の中にも、五經の二字を見出すことはできない<sup>(26)</sup>」という主張は、そのひとつの有力な證據を失うことになるであろう。

なお、『史記』には、「五經」に関わる資料のひとつに、これまでも多く検討されてきた儒林傳の記事がある。『史記』儒林傳は、五經に従って分類されていることで著名である。

自是之後、言詩於魯則申培公、於齊則轅固生、於燕則韓太傅。言尚書自濟南伏生。言禮自魯高堂生。言易自菑川田生。言春秋於齊魯自胡毋生、於趙自董仲舒。<sup>(27)</sup>

この資料については、『史記』における「五經」の眞偽問題を檢證する際においても、重要な論據となってきた。周知の通り、佐川修氏や多くの先學の貴重な指摘も少なくない。なお、近年、澤田多喜男氏も、福井氏の新著の書評において、

『史記』儒林傳で五經についての學者だけ舉げている事實にも言及してほしかったと思う。<sup>(28)</sup>

とそのことに触れられている。このように、『史記』儒林傳は、すでに、漢代武帝期において五經博士が存在した有力な證據となった感があるが、紙面の都合上、ここでは、その詳細は先行研究に委ねることとし、『史記』におけるもうひとつの五經の資料を、簡単に紹介するにとどめておきたい。

## 二 『漢書』の五經について

前章では、『史記』樂書における「五經家」について考察を加えてきたが、『史記』における「五經」の用例が、樂書の一例にとどまる以上、武帝期の五經博士の設置を裏付ける根據として、やや不十分な觀は否めまい。

そこで、本章では、『漢書』における「五經」の用例を検討してゆくことにするが、幸いなことに、『漢書』には、數多くの「五經」の用例があり、その中には、武帝期に年代を比定される資料も存在している。

しかし、先にも述べたように、福井重雅氏は、「前漢の宣帝期以前のいかなる文物の中にも、五經の二字を見出すことはできない<sup>(29)</sup>」と見なされているのである。元來、この主張は、いかにして導き出されたものなのであろうか。

福井氏の『漢書』中の「五經」における資料操作の基本方針は、次のような觀點に據るものである。

『史記』には全く存在しない五經が、三十九例の多數にわたって用いられるようになってるのは、まさしく當時の經學の特色や大勢を反映するものであろう。いいかえれば、『漢書』は前漢末期にはじめて出現し、後漢初期に多用されるにいたった五經という用語や概念を素地とし、それによって基本的に前漢一代の經學の發展や變遷について敘述しようとした史書であるということが出来る。とするならば、このような觀點から、『漢書』に記載される五經の用法について、ここであらためて根本的に再検討を加える必要があるように思われる。<sup>(30)</sup>

ここで思い出されるのは、富谷至氏が、福井氏の著書について書かれた書評のなかの文章である。富谷氏は、福井氏の説の原點が「董仲舒、五經博士そして儒教官學化は、つまるところこういった班固と『漢書』がものした捏造ではない<sup>(31)</sup>」こと、また、福井氏の新著が「『漢書』の恣意性、とくに儒教に關する班固の偏向を彊調する」ことを指摘

されている。まさしく、福井氏は、そのための資料操作を考えておられたようである。

例えば、『漢書』において、「通五經」を稱される夏侯始昌については、以下のように述べられている。

夏侯始昌……は、ともに『史記』とは無縁の學者であるから、ここにいう五經が司馬遷の手筆によるものではなく、實際上、班固のそれにもとづくものであることはまちがいない。……「詔して曰く」などの文言によって先導されていないことも、これらの短文が特定の公式文書を祖本として記録されたものではないことを暗示する。<sup>(32)</sup> 福井氏の考えによれば、まず、『漢書』中の資料については、司馬遷の手筆によらなければ、班固のそれであるともなし、すべて、班固が『漢書』を成書した時代、すなわち、後漢の章帝期のものと判定する。したがって、「通五經」を稱された夏侯始昌の記事も、班固によるもの、つまり、後漢・章帝期のものとみなされるわけである。

さらに、この記事が、公文書より採られた資料でないことにも注目され、公文書に依據しないものは、やはり、班固の手筆であり、後漢の章帝期の資料であると判断されるのである。この公文書よりの採録の基準は以下の通りである。

『漢書』の文中に散見する五經の用例を拾集し、その一々について點検するばあい、まず、第一に、それは『漢書』を編集するさいに、班固自身が後漢初期に流行していた五經の名稱を無意識に使用した記事であるのか、それとも二に、それは公文書のような原資料を素材として、それらを忠實に轉寫した記事であるのか、という文章の出所をあらかじめ特定しておく必要がある。……その判断の基準とは、詔令や奏議のようないわば公文書類のばあいには、……原則として、班固はそれを勝手に取捨選擇したり、自分の筆によって書き改めることは許されなかつたはずであるから、彼はほぼ忠實にその原文を轉載し、本文に挿入することによって、『漢書』を編纂し

たと想定することである。<sup>(33)</sup>

あらゆる歴史的資料において、様々な条件を付與すれば、當然、その年代もより晩期に設定されうるであろう。福井氏は、『漢書』中の資料の年代比定をおこなう際に、厳密に公文書に依據するという新たな条件を付加しているのである。したがって、それに合致しない、つまりは公文書に依據しない資料は、すべて、班固が『漢書』を執筆したとされる後漢・章帝期にその年代が比定されることになるのである。

以上のように、手筆や公文書による依據など、様々な条件を付與することによって、『漢書』中における「五經」の用例は、そのほとんどが、後漢の章帝期のものとなり、そうして、「前漢の宣帝期以前のいかなる文物の中にも、五經の二字を見出すことはできない」という結論が導き出されるのである。筆者には、このような資料操作は、極めてめずらしいものだと思えるのである。

ならば、『史記』『漢書』などにおける伝統的な資料操作とは、いかなるものであったのか。班固は、『漢書』を編成するに當って、『史記』や詔令・上奏文のような公文書にとどまらず、さらに、先人の著作などを、ある程度そのままに引用して『漢書』を成書したと考えられてきたのである。

とりわけ、『漢書』藝文志と儒林傳については、劉向の著作であることが指摘されている。このふたつの資料について、池田秀三氏は「『漢書』藝文志の六藝略・諸子略・詩賦略の總叙と諸子略の小叙として伝えられる文章は、劉向自身の説であると断定してもよい」、「劉向の手に成る可能性が大きいのは、儒林傳の劉向生前に當たる部分である<sup>(34)</sup>」と説明し、これらが劉向の手に成ることを指摘されている。そうであれば、『漢書』藝文志・儒林傳中の劉向以前の記録は、成帝期の資料と考えられるのである。

また、本来、『史記』『漢書』諸傳は、その人物の資料として、それなりの正当性を保持しうるとされてきた。一例を挙げれば、『漢書』賈誼傳の贊文には「凡所著述五十八篇、掇其切於世事者著於傳云」とあって、賈誼の著作から抜粋して『漢書』賈誼傳を成書したことが明記されており、その證據も存在している。<sup>(35)</sup> また、『漢書』賈誼傳中の資料は、賈誼の著作、すなわち賈誼『新書』から選り出されたもので、『漢書』賈誼傳と現行本賈誼『新書』とを比較しても、それほど多くの齟齬を來たすものではない。つまり、『漢書』賈誼傳は、前漢文帝期における賈誼の資料を傳えるものと考えられてきたのである。

このように、ふたつの例は、ともに詳細な検討の末に、それぞれの時代の資料として考えられてきたものである。福井氏が主張されるように、『漢書』の場合、司馬遷の手筆によらなければ班固のそれであるとする方法や、公文書に依據する方法などで、年代を比定されるのは、有力な手段のひとつではあるが、歴史書のなかの資料が、どのような事實を指すのか、どの時代のものかを判定する際には、さらに多くの方法、例えば、本文批判やその資料独自の特殊性を考慮に入れた手法も取り入れなければならないのではなからうか。五經の用例の年代を比定される際にも、そのような配慮は、あってしかるべきであろう。

ならば、假に『漢書』中の「五經」の資料を、傳統的解釋のもとに編年してみると、どのようになるのであろうか。以下、表にまとめてみた。<sup>(36)</sup>



表「漢書」「五經」一覽

番号	時期	文章	卷・紀志書傳
1	武帝期	置五經博士。	6・武帝紀
2	武帝期	武帝建元五年初置五經博士、	19上・百官公卿
3	武帝期	孝武時、夏侯始昌通五經、善推五行傳、	27中上・五行志
4	武帝期	初梁相楮大通五經為博士、時寬為弟子。	58・兒寬傳
5	武帝期	初、吉兼通五經、……以詩・論語教授、	72・王吉・子駿傳
6	武帝期	夏侯始昌……通五經、以齊詩・尚書教授。	75・夏侯始昌傳
7	武帝期	始昌通五經、蒼亦通詩禮、為博士、	88・儒林傳
8	武帝期	仲舒通五經、能持論、善屬文。	88・儒林傳
9	宣帝期	詔諸儒講五經同異。	8・宣帝紀
10	宣帝期	五經雜議十八篇。石渠論。	30・藝文志
11	宣帝期	徵更生受穀梁、講論五經於石渠。	36・劉向傳
12	宣帝期	與太子太傅蕭望之及五經諸儒……	73・韋賢・子玄成傳
13	宣帝期	又從五經諸儒問與尚書相出入者、	75・夏侯勝傳
14	宣帝期	乃召五經名儒太子太傅蕭望之等……	88・儒林傳
15	宣帝期	甘露中與五經諸儒雜論同異於石渠閣。	88・儒林傳

番号	時期	文章	卷・紀志書傳
16	宣帝期	琅邪王吉通五經、聞臨說、善之。	88・儒林傳
17	元帝期	非五經之正術、敢以游獵非禮道王者、	80・東平思王傳
18	元帝期	更為設員千人、郡國置五經百石卒史。	88・儒林傳
19	成帝期	諸背仁義之正道、不遵五經之法言、	25下・郊祀志下
20	成帝期	是故用日少而畜德多、三十而五經立也。	30・藝文六藝序
21	成帝期	五經乖析、儒學浸衰、此辟儒之患。	30・藝文諸子序
22	成帝期	觀古文、詔向領校中五經祕書。	36・劉向傳
23	成帝期	五經聖人所制、萬事靡不畢載。	80・東平思王傳
24	成帝期	包商・偃之文學、嚴然總五經之眇論、	88・儒林傳
25	成帝期	五經傳記、師所誦說、咸以日蝕之咎……	98・元后傳
26	哀帝期	復領五經、卒父前業。歆乃集六藝羣書、	36・劉歆傳
27	哀帝期	哀帝令歆與五經博士講論其義、	36・劉歆傳
28	哀帝期	舍亦通五經、以魯詩教授。舍・勝……	72・龔勝・龔舍傳
29	哀帝期	惟陛下少留神明、覽五經之文、原聖人	72・鮑宣傳
30	哀帝期	五經六緯、尊術顯士、翼張舒布、	75・李尋傳
31	哀帝期	稽之五經、揆之聖意、以參天心。	75・李尋傳

番号	時期	文章	卷・紀志書傳
32	哀帝期	歆以為不合五經、不可施行。	75・李尋傳
33	哀帝期	要合五經、苟非其事、文不虛生。	87下・揚雄傳下
34	平帝期	……及以五經・論語・孝經・爾雅教授者、	12・平帝紀
35	平帝期	請考論五經、定取禮、正十二女之義、	99上・王莽傳上
36	新	然後世好之者尚以為過於五經、	87下・揚雄傳下
37	新	國師嘉信公顛倒五經、毀師法、	99下・王莽傳下
38	後漢	贊曰、自武帝立五經博士、開弟子員、	88・儒林傳贊
39	後漢	綜其行事、旁貫五經、上下洽通、	100下・敘傳

まず、目に付くのが、武帝期における五經の用例の多さで、實に八例を數える。傳統的な方法と福井氏の方法が導く結果の差に驚くばかりであるが、實は、その數の多さよりも、それぞれの資料的性質の違いに注目すべきである。

先に見てきたように、福井氏の説は、資料の性質による辨別を加えるものなのである。より正確を期して言えば、福井氏の説明は、公文書とその他一般の文書に分類し、公文書に依據する文章は、それが指し示す當該の時代の、信用できる資料と見なすが、その他一般の文書は、すべて班固の手筆によるとして、これを疑い後漢の章帝期のものと判断されるものである。

では、この「五經」における八つの用例はどうであろうか。これらの出典は、『漢書』武帝紀・百官公卿表・五行

志・兒寬傳・王吉傳・儒林傳などであり、その由來も多岐にわたっていると考えられる。平井正士氏は、こう述べられている。

班固は武帝紀に「置五經博士」と假託の記載をした上で、更に又百官表にもこのような手のこんだ假託の記載をしたのであろうか。即ち單に武帝紀の五文字の記載だけならば、その建元五年の條はそもそも怪しい記事なのと相俟って假託とすることに私も躊躇しないがこの百官表のそれを併せると慎重にならざるを得ない。<sup>(37)</sup>

平井氏は、もとをただせば『漢書』武帝紀「置五經博士」の條を疑い始めた當の本人であるが、<sup>(38)</sup>その氏をしても武帝紀と百官公卿表にまたがっている「置五經博士」記述を、ひとまずは事實として認めざるをえないのである。平井氏は、その理由を明確に記されていないのであるが、右の文章の傍線部にて示したように、武帝紀單獨では怪しんでおられた平井氏も、百官公卿表の資料的來源については、承認していたのは明らかである。つまり、これらは、それぞれ資料的性質が異なる文書から採録されたと考えられ、その雙方を同時に疑うことが理性的ではないことを平井氏は認めていたと考えられるのである。ならば、出據も異なると見られる八例もの用例を疑いきることが、果たして理性的であるのであろうか。この問題を解決するためには、さらなる精緻な檢證が求められると考えられよう。この一例は、福井氏が主張される方法の限界を示すものである。

さらに、福井氏の説明の限界を示す一例がある。先の表における文3から文8までに「通五經」と記される夏侯始昌・褚大・王吉・董仲舒の四名がいる。氏の説明によれば、この四名の「通五經」も班固の手筆による「附會」であり、<sup>(39)</sup>したがって、後漢・章帝期の資料ということになるのであるが、ここで、班固が「附會」を施した理由として、以下のように述べられている。

彼（班固）は自ら生を享けていた後漢の初期から前漢に遡上しながら、史書を構想しつつあったとき、あらためて公羊家の學者である董仲舒の存在に注目した。……それと同時に董仲舒派とでもいうべき一黨や劉向のようないわば親董仲舒派の學者が輩出するようになった結果、……かれらの多くは董仲舒を恰好の先驅者として「擔ぎ出す」ことになった。<sup>(40)</sup>

福井氏は、これら四名が、劉向・班固らの親董仲舒派の學者に担ぎ上げられたことを主張されるのであるが、實は、彼らの學統は全く異なるものなのである。『漢書』儒林傳によれば、董仲舒と褚大は公羊學、夏侯始昌は轅固生の弟子で齊詩、王吉は韓嬰の弟子で韓詩を修めたと見なされている。

そこで、もし假に、福井氏が言われるように、劉向・班固らが董仲舒に肩入れしていたのであれば、このような別々の學統の人物に「通五經」を「附會」するのであるか。必ず、彼らは、董仲舒とその弟子達に對してのみ集中的に「附會」を行ない、公羊家の董仲舒派の獨尊を明らかにしたと考えられよう。ところが、右のように、『漢書』「通五經」の四名、夏侯始昌・褚大・王吉・董仲舒の學統は、實に三家にまたがり、ばらばらなものであったのである。

このように、福井氏の『漢書』の「五經」「附會」説に據って、「通五經」を記された人物の學統を考えた場合、どうしても説明しがたい矛盾が生じるのである。やはり、ここでも、福井氏の方法の限界が垣間見えるように、筆者には感じられるのである。

以上、『漢書』における「五經」の用例を點檢した結果、福井氏の説では、證明しきれない多くの事例が存在することが理解された。よって、福井氏の「前漢の宣帝期以前のいかなる文物の中にも、五經の二字を見出すことはできない」という説明は、先の『史記』に引き續き、『漢書』においても、多くの武帝期の「五經」の用例が再び確認さ

れたことにより、大いに再検討の餘地があることが明らかになったと考えられよう。

## 附 『漢書』「通五經」について

本章は、『史記』『漢書』における武帝期の「五經」の用例を眞偽の面から再検討するという本稿の主旨に、基本的にはそわな論證であるが、『漢書』の「五經」の用例を検證するという點において、一部、本稿の主旨に重なる部分もあるので、附章として追加しておくことにする。

前章で檢證したように、『漢書』における「通五經」とは、おそらく、何らかの歴史的事實に依據していると考えてよいのであろう。ならば、次に問題になるのは、武帝期の八つの用例のうち實に六例を占める「通五經」とは何か、ということである。その解釋としては、以下の三例ほどが挙げられるであろう。

I 儒學に通じた人物を、當時の人が「通五經」と稱し、それを班固が採録した。<sup>(41)</sup>

II 一經の「經」「傳」「記」すべてに通じており、かつ、五經すべてに深い理解を有していたものを「通五經」と記録した。『漢書』藝文志六藝略總序にいう「五字の文を説くに、二三萬言に至る。幼童にして一藝を守り、白首にして後能く言う」<sup>(42)</sup>までの深い内容に至る經典理解があり、まさしく、後世の家世の學を「五經」すべてにおいて兼習していたということ。

III 武帝期に確立した人材登用試験である射策に使用された「五經」、その五つに通じたものを「通五經」と記したが、その「傳」「記」には、家世の學ほどの深い理解を必要としない。『漢書』藝文志六藝略總序にいう「その大體を存し、經文を遊ぶのみ。是の故に日をを用うること少なくて徳を畜うこと多し。三十にして五經立

つ」と記録されているものである。

まず、文Ⅰについては、否定的にならざるをえない。なぜなら、「通五經」を記されている五名のうち龔舍をのぞく四名が、なぜか、武帝期に集中しているためである。武帝期の人が、文Ⅰのように儒學に長じた人物を「通五經」と稱するのであろうか。後の文Ⅱと共通する理由であるので、次を参照されたい。

文Ⅱについては、否定的な證據が揃っている。先に、「通五經」を記されている五名のうち四名は、武帝期の人であることを指摘した。もし、このときに、文Ⅱのように、深く儒學の經典すべてに通じていたのであれば、なぜ、「通五經」と記されたのか、問題にされなければなるまい。

なぜなら、『漢書』藝文志にも明らかなように、単に「儒學の經典」の呼稱とえば、「五經」登場以降も、相変わらず、「六藝」「六經」のほうが有力なのである。もし、このような儒學すべてに通じている意味としての「通五經」の記録であるならば、一例ではあるが、『史記』にある「通六藝」をどのように解するべきなのであろうか。<sup>(43)</sup>『史記』孔子世家では、孔子の七十二人の弟子のことを「通六藝」と記しており、ここでは、儒學に長じたものの意味で用いられているようである。つまり、「通五經」には、異なる意味が付與されていると考えるのが妥当なのであろう。

なお、武帝期において、五經の名稱は、儒學の權威全體を代表するには至っておらず、試験科目を代表するに過ぎない。試験科目である五經が權威化されるのは、今しばらく後のこととなる。<sup>(44)</sup>

そうすると、文Ⅲが、もっとも有力であるのであろう。

例えば、夏侯始昌は、表の文3「通五經、善推五行傳」と同じく表の文6に「通五經、以齊詩・尚書教授」と記録されている人物であるが、これは、それぞれ「通五經」ほかに「五行傳を究明し」、「齊詩・尚書を教授した」のであ

り、「五行傳」「齊詩・尚書」は「五經」に含まれていないようにも見受けられる。つまり、齊詩や尚書は、太學で教授するほどのレベルであるのであるから、これは、おそらく後にいう學官の專經のそれらである。ならば、ここでいう「五經」とは、當然、深く一經を學ぶものではなく、公孫弘の「功令」にいう、射策における「能く一藝以上に通ずる」もののそれであろう。彼ら四人は、試験科目である五經に通達していたと考えられる。

そうであれば、「通五經」とは、試験科目である射策において、「五つの經」について及第したことを表し、後世の「射策甲科」などのような、試験におけるランクのようなものを表すと考えがちであるが、これも異なっていると思う。なぜなら、試験科目である射策が決定された功令（前一二四）より後に、董仲舒・夏侯始昌・楮大・王吉の四人のうち、董仲舒が、そのような試験を受けるなど、年代から考えてもありえないからである。

そこで、筆者が考えうる最も整合性のある解答としては、「通五經」とは、官學である五經の纂定、または、それに關連する制度面において著しく貢献したものに、下賜された稱號のようなものではないかということである。まず、かの四人には、それぞれに実績があつて、それに相當するであろうし、また、武帝が新たに創造した「五經」という名稱を、それら儒學の功臣に下賜して、國家の方針である儒學による人材登用を推進するには、うってつけの策であるようにも考えられるからである。そして、その「通五經」の稱號が記された原資料をもとに、班固がそれらを記録したと考えるのが、もっとも自然な筋書きであると予想されるのである。<sup>(45)</sup>

## 結語

以上、論證が多岐にわたったので、結びとして、その要點をまとめておきたい。



一、『史記』樂書における「五經家」については、福井重雅氏が指摘したような「後人の補填」であることが「定説」となるには至っていない。むしろ、氏が證據に挙げられた瀧川龜太郎『考證』などは、この用例を司馬遷の眞筆と見なしており、この「五經家」の用例は、『史記』儒林傳が五經で分類されている記事と併せて、武帝期の五經博士を理解するうえで興味深い資料となる可能性がある。

二、福井重雅氏は、『史記』『漢書』における五經の用例について、「前漢の宣帝期以前のいかなる文物の中にも、五經の二字を見出すことはできない」と見なされているが、その結論は、氏獨特の、『漢書』に對する深い疑念とそうした觀念に支えられた「極めてめずらしい」資料操作によるものである。よって、假に、筆者が既存の方法論に依據して『漢書』中の「五經」の用例を配列してみたところ、武帝期における八例もの例を確認することができたのである。このように、いかなる方法論を採るかによって、結果は、かくも歴然と異なるのである。

さらに、この八例について、數々の檢證を重ねた結果、福井氏の假託説では、いくつかの點において、限界や矛盾があることも判明した。これらの檢討結果から総合的に判斷するに、『漢書』における武帝期の「五經」の資料が、信賴するに足ることが確認されたのである。

このように、本稿では、『史記』『漢書』における、多くの武帝期の「五經」の用例が再確認されたこととなる。福井重雅氏や平井正士氏に代表されるように、從來の日本における五經博士の研究は、基本的に、これを疑う方向で檢討が加えられてきた。平井氏は、後にやや轉向され、「釋古的態度」を表明されたが、福井氏は、その後も變わることは無く、「疑古的態度」を貫かれておられるようである。<sup>(46)</sup>

しかし、事實が本稿で檢證したようであるならば、福井氏の「前漢の宣帝期以前のいかなる文物の中にも、五經の

二字を見出すことはできない」という主張は、事實上、再度の検証を求められることになり、また、この主張を基礎とする「武帝による五經博士の設置という記載は、……後世の附會にすぎない」<sup>(47)</sup>という福井氏の結論についても、當然、根本的な再検討がせまられることになるであろう。

よって、これより以後は、これら五經の記録の資料的価値を認めて、その資料が指し示す歴史的事實を追究し、また、當時の状況に適合するように、それらの資料を解釋して、まずは、未だ多くの謎に包まれている五經博士の形態やその職責など、實質的な問題を檢證し、さらには、新たに、五經博士が中國思想史上に占める位置付けについて考えてゆくことこそ、今後求められる課題となるであろう。

なお、本稿では、もっぱら、福井重雅氏の説に反駁を加えるかたちで検討を加えてきた。その理由としては、福井氏の説が、五經における疑義において、最も有力であったためであるのだが、それは、ある意味においては、福井氏の説の否定的な面のみを強調した結果となり、筆者の本意には、ややそわなないものともなっている。そこで、最後に、福井氏の説の異なる一面、つまり、本稿の序言において述べた「福井氏の班固『漢書』に對する疑義への共感」についても紹介して、筆を擱くこととしたい。

これまで、董仲舒の對策と五經博士の設置によって儒教國教化がなされた、とする定説について、その一部を疑うものは、少なくともはなかったであろうが、福井氏のように、それを「堂々と」全面的に疑い、「一個の體系的な著作」にまで發展させたことができたものは、存在しなかったのである。それは、やはり「大きな」「功績」であると思われる<sup>(48)</sup>。違ひなく言えるであろう。

福井氏の説の特長は、『漢書』が史實をそのまま伝えるものではなく、班固の歴史觀を反映したものと捉えている

點にある。これは、ある意味で正解のように思える。なぜなら、歴史は、常に勝者によって作られ、正史は特にその條件を色濃く反映していると見なされるからである。

例えば、必ずと言ってよいほど、正史の本紀の最後を飾る君主は、暗君でなければ暴君である。<sup>(49)</sup>それらは、次の王朝の歴史家によって、作られたものであることは言うまでもない。革命の大義名分が必要であるからである。

『漢書』における學術の勝者は、疑う餘地もなく儒學である。當然、班固の筆による『漢書』には、そのような記述が竄入する可能性が生ずる。福井氏が、このように假定するのは、確かに無意味なことではないのであろう。

このような觀點からの福井氏の指摘には、有意義なものも多い。そのなかで、筆者が特に注目するのは『漢書』武帝紀の「建元五年春……置五經博士」の記事における次のような季節の記録の方法についての指摘である。

この記事は「春」とあるのみで、……それが一定の公文書類を基本に作成された文章ではないことがわかる。

……詳細についても、一切言及されていない。……五經博士に關する具體的な記録が皆無に近かったことを豫想させる。<sup>(50)</sup>

武帝紀には、「某年・季節・某月……」と記されている資料も少なくはない。ただし、「置五經博士」の記事と同じく「四年夏、有風赤如血」などと年と季節しか記されていない記事も存在する。なぜ「春」などと季節のみが記録されているのか。<sup>(51)</sup>おそらく、これらの記事は、資料的來源がほかと異なっているか、あるいは、公文書の類から書寫されたものではなく、ほかの様々な書類から合糅・轉寫されたなど何らかの可能性を示すものかもしれないが、このような指摘を爲すに至ったのも、福井氏が班固『漢書』を根本的に疑ったからであらう。<sup>(52)</sup>異なる視点からの指摘にも深い意義があるかが理解されるであらう。

このたびの福井氏の名著『漢代儒教の史的研究——儒教の官學化をめぐる定説の再検討——』においては、こうした微言にも注意を喚起し、氏得意の公文書による辨別を駆使するなど、まさしく精緻に検証されている。そして、これらの論證の數々は、後學に多大な資料を提供しているとも言えるのである。こうした一面も見逃してはならないと筆者には感じられるのである。

#### 注

(1) 本稿で用いる「儒教」については、あくまで近代以降において使用されてきた學術用語としての、それである。また、「儒教國教化」については、渡邊義浩氏のように嚴密に「國教化」が爲された年代を考えるのではなく、とりあえず定説に據り、時期としては漢代武帝期を指し、歴史的事實としては、董仲舒の對策と五經博士の設置を指すこととする。なお、本稿で、これら儒教および儒教國教化の定義を深く追究することは、紙面の都合上難しく、他日を期すこととする。なお儒教國教化については、狩野直喜『中國哲學史』（岩波書店 一九五三年）二六二頁、狩野直喜「儒學と漢武帝」（『支那學文藪』みすず書房 一九七三年）、狩野直喜『支那文學史』（みすず書房 一九七〇年）、本田濟「儒學」（『岩波哲學・思想事典』岩波書店 一九九八年）、宇佐美一博「董仲舒」（『岩波哲學・思想事典』岩波書店 一九九八年）など参照。「儒教國教化」の問題について、網羅的に記述されている論考には、平井正士「漢代の儒學國教化について」（『多賀秋五郎博士古稀記念論文集・アジアの教育と社會』不昧堂出版 一九八三年）、渡邊義浩『後漢國家の支配と儒教』（雄山閣 一九九五年）（以降、渡邊著書と略稱する）や福井重雅『漢代儒教の史的研究——儒教の官學化をめぐる定説の再検討——』（汲古書院 二〇〇五年）（以降、福井著書と略稱する）の序章、西川利文「漢代の儒學と國家——武帝期「官學化」議論を中心に——」（『佛教大學文學部史學科創設三十周年記念・史學論集』一九九九年）、關口順「儒教國教化」論への異議」（『中國哲學』北海道中國哲學會 二〇〇〇年）などがある。

(2) 代表的な論考には、西嶋定生「皇帝支配の成立」（『岩波講座世界歴史4』岩波書店 一九七〇年）、西嶋定生「儒教の國教化と王莽政權の出現」（『中國の歴史2 秦漢帝國』講談社 一九七四年）、板野長八「儒教の成立」（『岩波講座世界

歴史4』岩波書店 一九七〇年)、板野長八「圖讖と儒教の成立」(『史學雜誌』八十四—二・三 一九七五年)などがある。

(3) 代表的な論考には、福井重雅「儒教成立史上の二三の問題——五經博士の設置と董仲舒の事蹟に關する疑義——」(『史學雜誌』七六一—、一九六七年)、福井著書、第一篇「五經博士の研究」第二編「董仲舒の研究」、佐川修「武帝の五經博士と董仲舒天人三策——福井氏の所說に對する疑義——」(『春秋學論考』東方書店 一九八三年)(原載『集刊東洋學』第十七號 一九六七年)、富谷至「儒教の國教化」と「儒學の官學化」(『東洋史研究』第三十七卷第四號 一九七九年)などがある。

(4) 注(3)福井論文「儒教成立史上の二三の問題——五經博士の設置と董仲舒の事蹟に關する疑義——」参照。

(5) 注(3)佐川論文・富谷論文参照。

(6) 福井著書、序章「問題の所在」十四頁参照。

(7) 詳しくは、福井著書「あとがき」参照。なお、この時期の代表的な例として、「六經・六藝と五經——漢代における五經の成立——」(『中國史學』第四號 一九九四年)を擧げておきたい。この論考では、「武帝の晩期に完成された『史記』の文中に、五經の用例が一例も存在せず」、「前漢の宣帝期以前のいかなる文物の中にも、五經の二字を見出すことはできない」と述べられて、注(4)の福井論文を補足する。

(8) 福井著書、第一章「儒教の官學化をめぐる學說・研究略史」参照。

(9) 富谷至「書評・福井重雅著『漢代儒教の史的研究——儒教の官學化をめぐる定説の再検討——』」(『東洋史研究』第六十四卷 第一號 東洋史研究會 二〇〇五年)、澤田多喜男「儒教官學化をめぐる論争に對する創見」(『東方』二九四號・二〇〇五年)。

(10) 渡邊義浩編『兩漢の儒教と政治權力』(汲古書院 二〇〇五年)「合評會 福井重雅著『漢代儒教の史的研究』」一六九—二一八頁参照。なお、『日本中國學會報』第五十八集(二〇〇六年)の學會展望(哲學)(市來津由彦氏執筆)において、福井著書を「兩漢思想研究を深化させる上で、いまなおきわめて重要なテーマである」と評されている。

(11) 代表的な論考に、西嶋定生『東洋史入門』(有斐閣 一九六七年)、渡邊著書など。なお、同書には、「前漢武帝期に『儒教の國教化』を求める通説は、平井・福井の批判のように、……承認することはできない」(三十頁)と述べられて

いる。

(12) 五經博士に關する論考だけでも、かなりの數がある。近年の代表的なものだけを挙げれば、張漢東「論秦漢博士制度」『秦漢官制史稿(上册)』齊魯書社 一九八四年)、王葆琰「從「博士七十餘人」到「十四博士」的演變」『西漢經學源流』東大圖書公司 一九九四年)、華友根「儒經博士的遞嬗及其選拔」『西漢經學與政治』上海古籍出版社 一九九四年)などがある。

(13) 注(4)福井論文參照。

(14) 注(5)佐川論文(佐川著書、二二二〜二三三頁)參照。なお、文中の傍線は筆者によるものである。

(15) 福井著書、三十三頁參照。

(16) 渡邊著書、二十七頁參照。

(17) 『史記』卷二十四、樂書第二。

(18) 『史記』卷一百二十一、儒林列傳第六十一。

(19) 「易家」については、『漢書』卷六十七、楊胡朱梅云傳に一例、『漢書』卷八十八、儒林傳に二例があり、「穀梁家」については、『漢書』卷八十八、儒林傳に一例、「公羊家」は、『漢書』卷八十八、儒林傳に三例を検索しえる。

(20) 『史記』卷一百二十一、儒林列傳第六十一。

(21) 貳師將軍李廣利が大宛を伐つたのは太初元年(前一〇四)と太初四年(前一〇一)であるが、『漢書』武帝紀によると、四年春に李廣利が大宛王の首を斬り、汗血馬を獲、「西極天馬の歌」を作ったという。佐藤武敏『司馬遷の研究』(汲古書院 一九九七年)第七章「『史記』の編纂過程」三五七頁。

(22) 福井著書、第一篇「五經博士の研究」第一章「五經の用例とその沿革」一四二頁。なお、本引用文中の(原注)は、原書では注の(33)である。原書の注(33)は一八二頁參照。

(23) 瀧川龜太郎『史記會注考證』卷二十四、樂書、考證。本文「禮書」は「樂書」の誤りであろう。樂書は、司馬遷の序以下には、『禮記』樂記篇と『韓非子』十過篇が續き、司馬遷の贊言で結んである。本文「禮」が「樂」であるならば、『考證』の記述の通りになる。ちなみに、『史記』禮書の構成は、禮書序があり、その後「荀子」禮論・議兵篇が續くため、樂書本文の記述と全く異なっているのである。『史記會注考證』卷二十三、禮書、七頁、考證、參照。

- (24) 佐藤武敏『司馬遷の研究』(汲古書院 一九九七年)第七章『史記』の編纂過程」四三五頁。
- (25) 本文に「瀧川、佐藤兩氏が言及するように、『史記』樂書序中の「五經家」という史料が、信用できるということになれば」と述べるには理由がある。筆者には、瀧川、佐藤兩氏の説明は整合性があるように感じられ、現時点においては、相當に信頼しているのであるが、『史記』という資料は、二千年餘りの傳統を持つ古書であり、流傳の段階において多くの訂正が施されている可能性を排除できないものである。つまり、瀧川、佐藤兩氏の説明も當然完璧と見なすことにはできないのである。ただ、いづれにせよ、福井氏が「褚少孫らの後人の補填になる一篇とするのが定説」とし、その根據に瀧川氏の『史記會注考證』を提示する以上(注(22)及びその該當の本文参照)、資料操作に穩當を欠くという瑕疵を拭い去ることはできないであろう。
- (26) 福井著書、第一篇「五經博士の研究」第一章「五經の用例とその沿革」一七〇頁参照。
- (27) 『史記』卷一百二十一、儒林列傳第六十一。
- (28) 古くは、本田成之『支那經學史論』(弘文堂書房 一九二七年)第三章「秦漢の經學」などから、五經の分類の際には、必ず引用される資料である。なお、五經の眞偽問題についても、注(5)の佐川論文において「五經」の證據のひとつとして詳しい説明がなされている。さらに、近年、澤田多喜男「儒教官學化をめぐる論争に對する創見」(『東方』二九四號 二〇〇五年)が、佐川論文を踏襲した内容の指摘を行っている。
- (29) 福井著書、第一篇「五經博士の研究」第一章「五經の用例とその沿革」一七〇頁参照。
- (30) 福井著書、第一章「五經の用語とその沿革」第二節「五經の成立」一「後漢初期における事例」参照。なお、福井著書の本章は、注(7)の福井論文を基礎としている。また、文中の傍線は筆者による。
- (31) 注(9)富谷論文、一〇三頁、一〇六頁参照。
- (32) 福井著書、一五九頁参照。
- (33) 福井著書、一五六〜一五九頁参照。
- (34) 池田秀三「劉向の學問と思想」(『東方學報』(京都) 五十 一九七八年)一一九頁、一八二頁参照。
- (35) 余嘉錫『四庫提要辨證』(科學出版社 一九五八年)子部儒家類、魏建功・陰法魯・吳競存・孫欽善「關於賈誼」(『新書』眞偽問題的探索)(『北京大學學報』一九六一年第五期)、徐復觀『兩漢思想史』(臺灣學生書局、一九七六年)「賈誼

思想的發現<sup>二</sup>、「新書の問題」など。我が國では、工藤卓司「賈誼と『賈誼新書』」（『東洋古典學研究』第十六集 二〇〇三年）や拙稿「賈誼『新書』成立説に關する史料批判的研究」（『關西大學中國文學會紀要』第二十二號 二〇〇一年）、拙稿「賈誼『新書』の成立」（『日本中國學會報』第五十六集 二〇〇四年）など參照。

(36) 王吉は、彼の傳などによれば、武帝末期から昭帝初期頃に、「賢良」として昌邑國中尉に補せられている。彼の官歴のスタートは「孝廉」によって郎に擧げられ、その後若盧右丞、雲陽令と官を遷っている。彼の生年は武帝の中期あたりとなるのであろうか。『漢書』卷七十二、王吉傳參照。

(37) 平井正士「漢代儒教國教化の定説の再検討」（『杏林大學醫學部教養課程研究報告』第三卷 一九七六年）九十八頁參照。

(38) 平井正士「董仲舒の賢良對策の年次に就いて」（『史潮』十一—二 一九四一年）參照。

(39) 夏侯始昌については、注(32)參照。なお、福井氏は、注(32)の文の後に「そしてこれらの用例以外にも、『漢書』卷七十二王吉傳をはじめとして、いくつかの列傳の文中に、同様の史料系統に屬する記事が數多く點在するが、それらについては、〈表IV〉に一任して、一々その出所を擧げるまでもなからう」と述べられており、そのほかの三名も夏侯始昌と同様と見なされているようである。

(40) 福井著書、第三篇「班固『漢書』の研究」終章「課題と展望」五一七—五一八頁。

(41) ここでは、先に検討を終えた福井氏の「通五經」への「附會」説を排している。その理由は先に述べた通りである。また、後段を參照して頂ければ、御理解頂けると思うが、この「通五經」をどのように考えるか、非常に難しい。實は、筆者も劉向、及び班固の假託について眞劍に検討したが、資料の由來が多岐にわたるなどの理由から、これを退けるに至ったのである。なお、この詳細については、字數の關係上、割愛せざるをえない。

(42) 『漢書』藝文志六藝略總序。池田氏は「時には夏侯始昌や王吉の如く五經に通じた人も無いではない。だが彼らも、劉向の博學には及ぶべくもない」という。注(34)池田論文一四六頁參照。

(43) 『史記』からは、「通六藝」が一例擧げられ、儒學に長じたものの意味で用いられているようだ。「孔子以詩書禮樂教、弟子蓋三千焉、身通六藝者七十有二人」（『史記』卷四十七、孔子世家）。

(44) 關口順『儒學のかたち』（東京大學出版社 二〇〇三年）五章「儒學の經書とは」（『史記』儒林傳の世界）參照。た



だし、筆者は、關口氏とは、五經の見方について異なる點がある。

(45) ただし、表の文5「吉兼通五經」は、「五經に兼通していた」という意味であり、「通五經」を稱號とするには、不適切である。この件については、班固が前漢武帝期の「通五經」に對して、やや理解を欠いていたと思われるのである。なぜなら、『漢書』に「通五經」を稱された五人は、すべて博士（おそらく五經博士）であつたのであり、言うまでもなく五經との結び付きは非常に深いものであり、また、班固の時代を記録する『後漢書』にも七例の「通五經」が見られ、これらは實際に五經に通達したか、その學問を稱贊するためのものかの、いずれかであるのだが、先にも見てきた通り、前漢武帝期に儒學を褒め稱える意味で「通五經」を言うのは、やはり、そぐわないからである。つまり、これは、『漢書』に記録する際に、班固が誤つて、後漢に流布していた「通五經」の概念によって、前漢武帝期のそれを解釋し、「兼」の字を入れてしまったと考えられるのである。その證據に『後漢書』魯丕傳には「遂兼通五經」とあり、また、類似の表現に「博通五經」（姜肱傳・韓說傳）とあることから、それは明白であろう。

(46) 同志であつた平井氏から「徹底した疑古的態度」と稱されるのは、やはり、福井氏の『漢書』に對する姿勢が、もともと、やや偏向したものであつたためであろう。注(37)平井論文、九十八頁參照。

(47) 注(7)福井論文・福井著書、一七二頁參照。

(48) 「一個の體系的な著作」とは、本稿の序文參照。「堂々と」「大きな」「功績」などは、平井氏が、福井論文を稱贊された文章の一部である。注(37)平井論文、九十八頁參照。

(49) 一例のみ舉げれば、布目潮風『つくられた暴君と名君・隋の煬帝と唐の太宗』（清水書院 一九八四年）などがある。

(50) 福井重雅「六經・六藝と五經——漢代における五經の成立——」（『中國史學』第四卷 一九九四年 一六〇—一六頁參照）。

(51) この問題については、渡邊信一郎氏が福井氏に質問されて、氏がそれに答えられている。渡邊義浩編『兩漢の儒教と政治權力』（汲古書院 二〇〇五年）「合評會 福井重雅著『漢代儒教の史的研究』」討論「二二六—二二七頁參照」。

(52) 誰にも覚えがあるであろうが、時には、様々な検討を加えた結果から、正史の記述を疑う、もしくは、新たな解釋を付與することもあるのではなからうか。平井氏にも同様の指摘がある。注(37)平井論文、九十七頁參照。